2026年10月10日

令和８－１２　予備 令８－６

留置権に関する次のアからオまでの各記述のうち，判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは，後記１から５までのうちどれか。（解答欄は，［№１２］）

ア．賃貸人による建物明渡請求に対し，賃借人は，敷金返還請求権を被担保債権とする留置権を行使して建物の明渡しを拒むことができない。

イ．建物明渡請求訴訟において，原告の主張する請求原因が全て認められるものの，被告の留置権の抗弁が認められるときは，原告の請求は棄却される。

ウ．甲建物の賃借人Ａが賃料を滞納し，賃貸人Ｂにより賃貸借契約が解除された後，Ａが甲建物について有益費を支出したときは，Ａは，Ｂによる甲建物の明渡請求に対し，その有益費の償還請求権を被担保債権とする留置権を行使して甲建物の明渡しを拒むことができる。

エ．留置権者は，債務者の承諾を得て留置物を第三者に賃貸したときは，その賃料を留置権の被担保債権の弁済に充当することができる。

オ．留置権者が善良な管理者の注意義務に違反したことにより留置物である時計を壊したときは，債務者は，留置権の消滅を請求することができる。

１．ア　ウ　２．ア　エ　３．イ　ウ　４．イ　オ　５．エ　オ

正解　３

肢ア　○

賃借人は，賃貸人による建物明渡請求に対し，敷金返還請求権を被担保債権とする留置権を行使して建物の明渡しを拒めないか。しかし，建物が返還されないと，賃借人は建物を原状回復するための費用の総額が分からず，返還される敷金の額を算出できない。敷金は，賃料債権だけでなく，賃貸借に基づく金銭給付を目的とする一切の債務を担保する。したがって，敷金返還請求権は，建物明渡し後に発生し，賃借人は，同請求権を被担保債権として建物を留置できない。

（注）実際，賃貸借契約の終了間際は，当事者間でトラブルが起こるおそれがある。賃貸人が安心して貸せるよう，敷金が徴収される。

＜条文＞　２９５条１項ただし書

＜判例＞　最判昭４９．９．２

肢イ　×

建物明渡請求訴訟において，原告主張の請求原因は全て認められるが，被告の留置権の抗弁が認められるときは，原告の請求は棄却されないか。しかし，留置権行使により原告の物権的請求権を拒めるなら，留置権に本来の目的（注１）以上の効力を認めることとなり，所有者である賃貸人の権利を害し不当である。したがって，原告の請求は棄却ではなく，引換給付判決（注２）が出される。

（注１）留置権は，物を留置することで，被担保債権の弁済を間接的に促す担保物権である。

（注２）引換給付判決とは，物体の引渡しと引き換えに弁済を命ずる判決をいう。
＜条文＞　２９５条１項
＜判例＞　最判昭４７．１１．１６〔民百選Ⅰ－７５第９版〕

肢ウ　×

賃貸借契約が，賃借人の債務不履行により解除された後，賃借人が有益費を支出した場合，「(建物の）占有が不法占拠によって始まった」とはいえない。そこで，賃借人は，有益費償還請求権（１９６条２項本文）を被担保債権として，留置権を行使できないか。しかし，賃借人が留置権を濫用的に行使して建物に居座り，賃貸人の建物所有権を害するおそれがある。したがって，賃借人は，契約解除後，不法占有となった状態で支出した有益費について留置権を行使できない。当事者間の公平や契約関係の清算のため，やむをえない。

（注）６０８条２項ただし書では，賃貸人が裁判所に請求し，有益費償還債務に対し，相当の期限の許与がされ，賃貸人が保護されることも参考になる。

＜条文＞　２９５条２項類推適用
＜判例＞　最判昭４６．７．１６〔民百選Ⅰ－７６第９版〕

肢エ　○

前提として，留置権は，物を留置して間接的に債務者に弁済を促すにとどまる（注)。そこで，留置権者は留置物を賃貸するなど，利用できないとも思える。しかし，被担保債権を回収するため，留置権者は，物から収益が得られれば便利である。一方，所有者は，留置物の占有が他へ移ると，被担保債務の弁済後，占有回復時に不利益となるおそれがある。したがって，留置物の賃貸には，手続保障として，所有者（債務者）の承諾を要する。

（注）留置権は法定担保物権であり，強力な権利を認めると法秩序として問題だからである。

＜条文＞　２９７条２項
＜判例＞　―

肢オ　○

前提として，債務者は，被担保債権を弁済すれば，留置権の消滅を請求できるはずである。しかし，留置権者が善管注意義務に違反し，留置物を滅失・損壊したときは，信義則上の義務に反し，所有者の権利を害する。したがって，留置権者を制裁する趣旨から，債務者による留置権消滅請求権が認められる。

＜条文＞　２９８条１項・３項
＜判例＞　―

令和８－１３

Ａは，甲建物につき抵当権の設定を受け，その旨の登記を得た。その後，Ｂは，甲建物の所有者から甲建物を賃借し，その引渡しを受けた。この事案におけるＡの物上代位権の行使に関する次のアからオまでの各記述のうち，判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは，後記１から５までのうちどれか。（解答欄は，［№１３］）

ア．Ｂが甲建物をＣに転貸している場合において，Ｂを甲建物の所有者と同視することを相当とするときは，Ａは，Ｂが取得する転貸賃料債権について物上代位権を行使することができる。

イ．Ｂを賃借人とする賃貸借契約が終了し，Ｂが甲建物をその所有者に明け渡した場合において，Ａがその明渡しの前に物上代位権を行使してＢに対する賃料債権を差し押さえたときは，Ｂが甲建物の所有者に敷金を交付していたとしても，その敷金は，賃料債権に充当されない。

ウ．Ａは，Ｂに対する賃料債権が譲渡されて第三者対抗要件が備えられた場合であっても，その対抗要件の具備が抵当権設定登記の後であるときは，自ら当該賃料債権を差し押さえて物上代位権を行使することができる。

エ．Ａが，物上代位権を行使してＢに対する賃料債権を差し押さえた場合において，賃貸借契約が抵当権設定登記の後に締結されたものであるときは，Ｂは，賃貸人である抵当権設定者に対して抵当権設定登記後の原因に基づいて取得した債権を自働債権とする賃料債権との相殺をもって，Ａに対抗することができない。

オ．Ａは，Ｂに対する賃料債権が転付命令により差押債権者に移転した場合であっても，それが抵当権設定登記の後であるときは，自ら当該賃料債権を差し押さえて物上代位権を行使することができる。

１．ア　ウ　２．ア　エ　３．イ　ウ　４．イ　オ　５．エ　オ

正解　３

肢ア　○

前提として，転貸借関係において，賃借人は抵当権設定者（所有者）ではない。また，転貸借は，通常，転貸人（賃借人）の労務を含み，転借料は，物の交換価値を反映したといえない。そこで，抵当権者は，転借料に対し，物上代位できないとも思える。しかし，転借料に物上代位できないことを悪用し，賃借人が免責を受けるおそれがある。したがって，抵当権者が不利益を受けないよう，転貸賃料を賃料と同視し，物上代位できることがある。

＜条文＞　３０４条１項，３７２条

＜判例＞　最決平１２．４．１４

肢イ　×

前提として，抵当権者は，担保権者として優先弁済効を持つ。抵当権の登記があれば，抵当権者が敷金返還請求権に物上代位できないか。しかし，先に抵当権者に回収されると，賃借人は，賃貸人側の事情で敷金を債務に充当できない。賃借人を保護しないと，一般的に賃貸借契約が締結されづらくなるおそれがある。また，抵当権は非占有担保であり，被担保債権に抵当不動産の賃料を充当することも想定される。抵当権者は，設定者が収益を得やすいよう，協力すべきである。したがって，賃借人の敷金が，未払賃料に当然に充当される。

（注）当事者間の合理的意思を考慮すると，敷金が当然に充当される。非占有担保物権

は，設定者に収益権を残すことがポイントである。

肢ウ　○

前提として，物上代位は「払渡し又は引渡し」の前に差押えを要する。債権譲渡は「引渡しまたは払渡し」に当たり，抵当権者は賃料債権に物上代できないとも思える。しかし，債権の譲受人が優先すると，債権譲渡という手段が悪用され，抵当権者の権利が害される（注１）。「払渡し又は引渡し」の前に差押えを要するのは，二重弁済を防止して第三債務者を保護するためである。たとえ，債権譲渡されても債権の特定性は維持される。また，差押えがなくても，第三債務者が弁済すれば，譲受人よりも担保権者の方が優先すると分かる。したがって，抵当権者は物上代位できる（注２）。

（注１）抵当権の実効性を妨げることは，担保物権制度の信用性に影響するので，避けるべきである。

（注２）第三者保護説（賃料債権の譲受人保護）ではなく，第三債務者保護説（賃借人保護）が採用される。

＜条文＞　３７２条，３０４条１項ただし書

＜判例＞　最判平１０．１．３０〔民百選Ⅰ－８４第９版〕

肢エ　○

賃借人は，抵当権設定後に得た反対債権を自働債権とした相殺により，抵当権者に対抗できないか。しかし，抵当権者は，反対債権の存在について，敷金返還請求権と異なり，収益の過程で予想できない。抵当権の存在は，公示され予想できる。したがって，抵当権者が，賃料債権を差し押さえれば，賃借人は反対債権をもって相殺できない。抵当権者による物上代位が優先する。

（注）抵当権者の多くは金融機関である。相殺が予測できる場合はやむを得ないが，債権者に不意打ちを与える運用は採用できない。

＜条文＞　―

＜判例＞　最判平１３．１０．２５

肢オ　×

差押債権者が得た転付命令は取引行為ではなく，「払渡し又は引渡し」（３０４条）ではないから，抵当権者による物上代位が優先しないか。しかし，差押債権者の，債権回収への期待が害される。同条の趣旨は，取引安全を図りつつ，担保権者を保護し，両者の公平を図ることである。差押債権者は，公的な手続を経ており，保護に値する。抵当権者にも権利行使の機会はあった以上，権利の有無について終局的解決を覆すことは許されない。したがって，「払渡し又は引渡し」に当たり，抵当権者は物上代位をもって，差押債権者に対

抗できない。
＜条文＞　３７２条，３０４条
＜判例＞　最判平１４．３．１２

令和８－１４

質権に関する次のアからオまでの各記述のうち，誤っているものを組み合わせたものは，後記１から５までのうちどれか。（解答欄は，［№１４］）

ア．動産質権者において遺失した質物を質権設定者が拾得し，占有しているときは，動産質権者は，質権に基づき，質権設定者に対し，質物の引渡しを請求することができる。

イ．動産質権者は，被担保債権について利息を請求する権利を有するときは，その満期となった最後の２年分についてのみ，その質権を行使することができる。

ウ．金銭債権を目的とする質権が設定された場合において，その債権の債務者が弁済すべき額を適法に供託したときは，質権は，その供託金について存在する。

エ．動産質権の設定は，指図による占有移転により目的物を債権者に引き渡すことによっても，その効力を生じる。

オ．現に発生していない債権は，質権の目的とすることができない。

１．ア　ウ　　２．ア　エ３．イ　ウ４．イ　オ５．エ　オ

正解　４

肢ア

大原則（物権の DNA）： 物権は「誰に対しても主張できる（対世効）」強力な権利だからこそ、その支配が害されたときは、誰に対しても「元に戻せ」と物権的請求権を行使できるのが本来の姿である。

□ **動産質のブレーキ（公示の限界）：** しかし、動産質権の命は「占有」という目に見える外形（公示）にある。これが失われているのに、あたかも無敵の対世効があるかのように第三者へいきなり物権的請求を認めてしまうと、取引の安全が害され、第三者に理不尽な「不意打ち」を与えてしまう。だから、第三者に対しては原則として突っ張れない。

□ **例外ではなく「原則への回帰」（当事者間）：** だが、相手が「当事者（質権設定者）」であれば話は別である。そもそも自分で動産質権を設定し、「この物は担保として相手に占有させておく」と合意した本人が、自らその占有状態をブチ壊している。第三者に見せるための公示がどうこう以前に、「自分が結んだ契約に違反し、自ら物権の内容を侵害している当事者本人」なのだから、不意打ちも何もない。したがって、物権の本来の原則通り、物権的請求権（引渡し請求）が当然に認められるべきである。

質権侵害として主張できる。１９３条とは別の法律構成。

肢イ

□ **抵当権（不動産）の事情：後順位者・一般債権者・買受人の「予測可能性」の保護**

- 不動産には「登記」というシステムがあり、そこに複数の抵当権が設定されたり（後順位抵当権）、一般的な債権者が群がったりします。
- もし、最初の抵当権者が発生する利息を無制限に全部の優先弁済に回せるとしてし

まうと、後から参入してきた人（後順位者など）や買う人が「結局、最初のやつにいくら持ってかれるのか分からない（＝担保の残存価値が計算できない）」という致命的な不意打ちを受けます。

- だからこそ、民法 375 条 1 項は「原則として最後の 2 年分しか優先弁済を受けられないよ」というリミッターをかけ、市場の予測可能性（後順位者や取引の安全）を守っているわけです。

□ **動産質（動産）の事情：占有による排他性と「後順位」という概念の不在**

- 一方、動産質は「物をガッチリ手元に置いて占有する」ことで成立します。
- つまり、動産のワールドにおいては、一人の債権者がその物を独占的に手元に抱え込んでいるのが基本であり、不動産のように「登記を何重にも重ねて後順位がウジャウジャいる」という複雑なレイヤーが基本的に想定されていません（もし別の人が欲しければ、占有を奪うか、あるいは「外形が見えないがゆえに善意取得（192 条）でリセットされてしまう」という世界です）。
- 後順位者が複雑に絡み合って「残りの価値がいくらか分からない」というリスクが不動産ほど深刻ではないため、動産質においてはわざわざ抵当権のような「最後の 2 年分」という厳しいリミッターをかける必要性がない。だからこそ、**被担保債権の利息まですべて原則通り担保の対象として行使できる**。

肢ウ

債権質の場合，質権者は，被担保債権の弁済期が来ていないと取立できません。一方で，質入された債務の弁済期が先に到来してしまう危険がある。その時に，債務者がもとの債権者に弁済してしまうと，債権質者の担保がなくなり害される。一方で，期限が来ているのに拘束されるのは債務者も問題なので，免れる手段として供託がある。供託されると，債権者の財産と分離していますので，そこに担保があるとして，債権質者は，保護される。

1. **タイムラグのジレンマ（弁済期のズレ）**
 - 自分が持っている債権（例えば、A に対する売掛金）を担保として B（質権者）に差し入れた（債権質）とします。
 - このとき、「A が B に払うべき時期（目的債権の弁済期）」と、「自分が B から借りているお金を返す時期（被担保債権の弁済期）」が必ずしもきれいに一致するとは限りません。
 - 多くの場合、ターゲットである目的債権（A の債権）の弁済期が先にやってきます。
2. **放置した場合のクラッシュ（二重の危険）**
 - もし、目的債権の弁済期が来たときに A が元の債権者（自分）に直接お金を払ってしまい、それを使い込まれてしまったら、質権者 B は

「担保が消滅した！」という致命的な損害を受けます。

- かといって、A（第三債務者）の立場からすれば、「早く借金を返してすっきりしたいのに、債権質が設定されているせいで、どっちに払えばいいか分からない。下手に払って二重払いの責任を負わされたらたまったものじゃない」と身動きが取れなくなります。

3. **「供託」という究極のセーフティネット（物上代位の変形）**
 - そこで法が用意したのが、この「供託」という仕組みです。
 - A（第三債務者）は、弁済すべき額を法務局等に**適法に供託**することで、自分の二重払いのリスクから解放されます。
 - そして、消えてしまったように見える「債権」の形は変わりますが、その中身である現金は「供託金」という安全な容器にそっくりそのまま移し替えられ、質権はその供託金の上にスライドして存在し続けます（物上代位の変形）。
 - これにより、第三債務者（A）は守られ、質権者（B）の担保価値もガッチリ保全される。

肢エ

質権者が直接占有していないということころが問題です。確かに第三者のところに占有があると，担保の実効性からすると問題があります。しかし，必要性，仮に指図による占有移転で質権設定できないとわざわざ，物を動かす必要性が出てきてしまい。経済的にも迂遠です。迅速な取引ができるように認める必要性があります。第三者のもとにあっても，設定者にない点で，担保の実効性は担保されてします。リスクを当事者が容認しているのであれば，そのような物権制定を禁止する理由はないといえそうです。

□ **古典的な担保観（直接占有の神話）の乗り越え**

- おっしゃる通り、動産質の古典的なイメージは「質屋」のように、質権者が物を金庫にガッチリと直接抱え込むことにあります。たしかに、他人の手に預けてしまうと、持ち逃げされるリスクや、そもそも「本当に担保価値があるのか？」を自分で確認できないリスクは高まります。担保の実効性という点では、一見するとマイナスに見えます。

□ **経済的リアリズムによる必要性の肯定（ここが最大のポイント！）**

- しかし、現代のダイナミックな物流・経済社会において、すべての担保動産を物理的に債権者の元へ動かしていたらどうなるか？
- 巨大な機械、倉庫にある大量の在庫、輸送中のコンテナ……これらをいちいち債権

者の倉庫に移動させていたのでは、莫大なコストと時間がかかり、本来の経済活動（生産や流通）が止まってしまいます。これでは「経済的に迂遠」であり、社会全体の損失です。

- だからこそ、民法は 184 条の「指図による占有移転」というスマートな仕組みを動産質（352 条）にも適用することで、「物を動かさずに、占有の観念だけを移転させる（マーキングする）」**ことで、取引のスピードを落とさずに担保を設定できるようにしたわけです。**「迅速な取引の必要性」という政策目的が、直接占有の原則を上回るリアリティを持ったのです。

□ **「設定者の支配下から外れる」という本質的機能の維持**

- それでも担保としての機能は大丈夫なのか？という懸念に対しては、ご指摘の通り「少なくとも、設定者（オーナー）の手元にはない」という点が決定的です。
- 目的物が第三者（倉庫業者など）の手にあり、設定者が勝手に持ち出せない状態になっていれば、担保価値は設定者の一般債権者から隔離され、質権者のためのプール（引当）として十分に機能します。
- 質権者が「直接占有」ではなく「第三者をして占有させる（間接占有）」というリスク管理の形を選択し、それを当事者が納得して設定契約を結んでいる以上、「そのような物権設定を禁止する合理的理由はない」という結論は、極めて論理的かつ健全な法解釈です。

肢オ

「将来債権を目的とすることは、現代のファイナンス実務や迅速な取引の要請からして当然に有効である（オは誤り）。もっとも、完全に根拠のない架空の権利まで認められるわけではなく、将来の発生基礎（実体）があるかどうかが実務上の重要な審査ポイントとなる。」

□ **伝統的な懸念（実現可能性の壁）**

- 古典的な感覚からすると、「まだこの世に存在していない（発生するかどうかも分からない）権利を担保に取るなんて、絵に描いた餅（または空手手形）ではないか。そんな実体のないものを担保に認めたら、実行の段階で破綻する（実現可能性がない）」という強い警戒感がありました。

□ **現代経済の要請（迅速な取引・ファイナンスの生命線）**

- しかし、ご指摘の通り、企業の資金調達（アセット・ファイナンスや債権譲渡・担保など）の現場において、「すでに発生している債権」だけでやりくりしろというのは、現代のスピード感からは全く時代遅れです。
- 「これから生まれてくる売掛金や将来のキャッシュフロー」をベースにしてスピーディーに資金を回さなければ、ビジネスの血流が止まってしまう。「権利の発生まで

律儀に待っていたら、迅速な取引が致命的に害されてしまう」という経済的リアリティがあります。

- **法解釈の着地点（「全く根拠のない空論」の排除と実体の肯定）**
 - だからこそ、現代の法システムや判例は、将来債権を目的とする担保（債権質・債権譲渡）を広く有効と認めました。
 - もちろん、「明日どうなるか全く分からない完全な妄想の権利」まで無制限に認めるわけにはいきません（ここが「全く根拠のない取引を認めない」という趣旨としての実現可能性のハードルです）。
 - しかし、「将来発生することが確実に見込まれる基礎的な関係（実体）」がちゃんとあるのであれば、たとえ現時点で権利そのものが発生していなくても、それを担保の目的にすることは完全に有効であるとする。

令和８－１５　予備 令８－７

抵当権に関する次のアからオまでの各記述のうち，判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは，後記１から５までのうちどれか。（解答欄は，［№１５］）

ア．現存の債権及び将来発生する可能性のある条件付債権を，現存の貸金債権であるように表示して抵当権設定登記をした場合であっても，当事者が真実その設定した抵当権を登記する意思で登記手続をしたときは，その抵当権の設定は有効である。

イ．ＡのＢに対する金銭債権を被担保債権としてＢ所有の甲土地に抵当権が設定されているときは，Ｂは，Ａからの当該金銭債権の履行請求に対し，抵当権設定登記の抹消登記手続と同時でなければ応じないと主張してこれを拒むことはできない。

ウ．ＡのＢに対する金銭債権を被担保債権として，物上保証人であるＣ所有の甲土地に抵当権が設定されている場合において，Ｂの債務についてＤが免責的債務引受をしたときは，Ｃが抵当権の移転について承諾していなくても，Ａは，その抵当権をＤが負担する債務に移すことができる。

エ．抵当権は，売買契約に基づく目的物の引渡請求権を被担保債権として設定することができない。

オ．ＡのＢに対する金銭債権を被担保債権としてＢ所有の甲土地に抵当権が設定され，その旨の登記がされた場合において，Ｂから甲土地の所有権を取得したＣが，その金銭債権の元本のほか，既に発生した利息及び遅延損害金のうち最後の２年分を弁済したときは，抵当権は，消滅する。

１．ア　イ　２．ア　エ　３．イ　ウ　４．ウ　オ　５．エ　オ

正解　1

肢ア

最高裁昭和 33 年 5 月 9 日判決

将来発生する可能性のある条件付債権を被担保債権とする抵当権設定も、当事者間にその設定意思がある以上は有効です。また、表示の一部にズレ（現存の貸金債権であるかのように表示）があったとしても、「真実その設定した抵当権を登記する意思」をもって手続がなされている限り、形式的な表示の不一致をもって直ちに無効とは評価されません。当事者の実質的な意思を優先させる実質的解釈の妥当な結論です。

条件付債権，発生が不確実。表示にずれがあるので，無効ではないのか。

迅速な取引の必要性から見て，無効とするのは，実体に沿わない。債権者の保護が不十分になってしまう。担保の設定の意思があれば有効。実現可能性がある以上，表記の瑕疵は，軽微と考えられる。

肢イ

債権者 A からの「金銭債権の支払（履行）請求」と、債務者 B からの「抵当権設定登記の抹消請求」は、それぞれ発生原因や法的なステージが異なる別個の権利です。一方が主たる債権の履行（お金を返すこと）であるのに対し、もう一方は担保の消滅に関する問題であるため、**同時履行の抗弁権（民法 533 条）の双務関係には立ちません**。したがって、B はこれを理由に支払いを拒むことはできません。

同時履行とすると，弁済をしなくても，履行遅滞の責めを負わず，公平の見地から問題である。
あくでも，債務者が先に弁済すべき。
同時履行は，互いの履行を担保するものであるが，登記の抹消は，後履行でも十分，実行できる。受取証書が弁済と同時履行であるため，弁済が証明できれば，登記は実体がなく無効。登記の抹消的続きが取れるはずである。
□

肢ウ

□ **根拠条文：** 民法第 472 条の 4 第 1 項ただし書

□ **論理（演算）：** 免責的債務引受によって債務者が入れ替わる際、その債務に担保（抵当権）がついている場合、原則として担保も新しい引受人にスライドします。しかし、その担保を「物上保証人（自分以外の第三者）」が提供していた場合、見ず知らずの新しい債務者のために自分の土地の担保負担がそのまま引き継がれてしまうのは、物上保証人にとって致命的な不意打ち（予測を超えたリスクの拡大）になります。そのため、物上保証人の承諾が絶対的な制約条件（変数）として要求されます。したがって、「承諾していなくても移すことができる」とする本肢は誤りです。

肢エ

抵当権の被担保債権は通常金銭債権ですが、金銭債権に限られるわけではありません。売買契約に基づく目的物の引渡請求権のような非金銭債権であっても、それが**債務不履行となった場合には最終的に金銭債権（損害賠償債権）に転化する性質**を有しているため、これを被担保債権として抵当権を設定することは妨げられません。したがって、「設定することができない」とする本肢は誤りです。

□ **一見すると感じる違和感（形式論・性質上の不適合）**

- 「抵当権は、最終的に担保を競売にかけて『金銭』を回収するための制度なのだから、欲しいのは物（目的物引渡請求権）であって金銭ではないはずだ。性質上馴染まないのではないか？」という疑問。
- もし物の引渡し自体が目的だとすれば、担保を実行しても金銭が入るだけで肝心の目的物は入ってこないため、当初の目的が達成されないのではないか、という懸念。

□ **しかし、実態と経済的インセンティブを見据えた転換（実質論）**

- 一方で、もしそのような債権に担保をつけることを一切禁止してしまうと、債権者側からすれば「債務不履行になったときに確実に回収する手段（確実性）」が失われ、取引の安全や円滑なファイナンスが大きく損なわれてしまう。

□ **最終的な結節点（金銭への転化による包摂）**

- ここで決定的なポイントとなるのが、「債務不履行になれば、最終的には損害賠償請求権などの『金銭債権』に転化する」という法的性質です。
- つまり、出発点は「目的物の引渡し」であっても、トラブル（不履行）が起きた瞬間から実質的に金銭回収のステージへと接続されるため、金銭債権を前提とする抵当権のシステムと見事に親和し、被担保債権の確実な回収にしっかり繋がる。

肢オ

375 条はあくまでも, 後順位抵当権者を保護するために責任の範囲を限定するものであって, 債務をなくすものではない。

「債務」と「責任」の峻別： 責任の限定（物的な責任の範囲）はあくまで制度的な枠組みであって、自らが負うべき本来の義務（債務）そのものをチャラにする免罪符ではない。
□ **不可分性という鉄則：** 担保の実行を免れたければ、中途半端な理屈や相手の権利の範囲を盾にするのではなく、原則通り「債務を全額履行して消滅させる」以外に道はない。
□ **議論の本質：** 義務を果たすべき立場にある者が、相手方の権利や制限を都合よく持ち出して本来の責任から逃れようとするのは、論理的にも道徳的にも「筋違い」の極みである。